

添付法令資料 2 :

韓国空間情報の構築及び管理等に関する法律 (目次)

2019 年 12 月 10 日法律第 16807 号により一部改正 2020 年 6 月 11 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 測量及び水路調査
  - 第 1 節 通則 (第 5 条ないし第 11 条)
  - 第 2 節 基本測量 (第 12 条ないし第 16 条)
  - 第 3 節 公共測量及び一般測量 (第 17 条ないし第 22 条)
  - 第 4 節 地籍測量 (第 23 条ないし第 29 条)
  - 第 5 節 水路調査 (第 30 条ないし第 38 条)
  - 第 6 節 測量技術者及び水路技術者 (第 39 条ないし第 43 条)
  - 第 7 節 測量業及び水路事業 (第 44 条ないし第 55 条)
  - 第 8 節 協会 (第 56 条及び第 57 条)
  - 第 9 節 削除 (第 58 条ないし第 63 条)
- 第 3 章 地籍
  - 第 1 節 土地の登録 (第 64 条ないし第 68 条)
  - 第 2 節 地籍公簿 (第 69 条ないし第 76 条の 5)
  - 第 3 節 土地の異動申請及び地籍整理等 (第 77 条ないし第 90 条)
- 第 4 章 補則 (第 91 条ないし第 106 条)
- 第 5 章 罰則 (第 107 条ないし第 111 条)
- 附則